

○国立大学法人筑波大学情報環境機構学術情報メディアセンター電子計算機システム等利用  
細則

〔平成19年5月24日〕  
学術情報メディアセンター部局細則第4号

国立大学法人筑波大学情報環境機構学術情報メディアセンター電子計算機システム等利  
用細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、国立大学法人筑波大学情報環境機構学術情報メディアセンター細則  
(平成19年部局細則第2号)第7条第2項の規定に基づき、学術情報メディアセンター(以  
下「センター」という。)の電子計算機システム、ネットワークシステム及びマルチメディア  
機器システム等(以下「電算システム等」という。)の利用に関し必要な事項を定めるもの  
とする。

(利用の原則)

第2条 電算システム等の利用は、研究、教育及びその他本学の運営上必要と認められるもの  
に限るものとする。

(利用の資格)

第3条 電算システム等を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の職員
- (2) 本学の学生
- (3) 情報環境機構長(以下「機構長」という。)が適当と認める者

(利用の承認)

第4条 電算システム等を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、所定の利用申請  
書等を機構長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 機構長は、前項の承認をしたときには、利用者番号等の必要事項を明示し、利用者に通知  
するものとする。
- 3 利用者が、前2項により承認された事項を変更しようとするときは、あらかじめ、機構長  
と協議しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第5条 利用者は、利用者番号等を、当該利用目的以外のために利用し、又は、他人に利用さ  
せてはならない。

(利用状況の届出等)

第6条 利用者は、電算システム等を利用する必要がなくなったときは、速やかに機構長に届  
け出なければならない。

- 2 機構長は、必要に応じ、利用者に対し電算システム等の利用に係る事項について、報告を  
求めることができる。

(電算システム等の利用方法)

第7条 利用者は、電算システム等の利用に際しては、機構長が別に定める方法によらなければならない。

(損害賠償)

第8条 利用者が、故意又は重大な過失により設備等を損傷（または、紛失）したときは、その損害に相当する費用を賠償しなければならない。

(利用の承認の取消し等)

第9条 利用者が、この規程に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を生ぜしめたときは、機構長は、その利用を取消し、又はその利用を停止することができる。

(雑則)

第10条 この部局細則に定めるもののほか、電算システム等の利用に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

- 1 この部局細則は、平成19年5月24日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人筑波大学学術情報メディアセンター電子計算機等利用細則（平成17年3月17日学術情報メディアセンター部局細則第2号）は、廃止する。